

勧誘方針

《基本方針》

- お客様の立場に立ってその意見を尊重し、誠実な営業活動を行います。
- 取扱い生命保険会社及び損害保険が定めた取扱方法及び法令等に則り、適正な営業活動を行います。
- 金融のプロフェッショナルとして、知識向上のため研鑽に励み、質の高いサービスを提供します。

1 適切な勧誘

- ・お客様からのご相談・ご要望には迅速かつ誠実に対応いたします。
- ・お客様のご迷惑となる時間帯・場所である旨のお申し出があった場合には勧誘は行いません。
- ・威迫的勧誘等、お客様を著しく困惑させるような行為はいたしません。
- ・お客様に保険料等の割引・割戻し・立替えその他、特別利益の提供にあたる行為はいたしません。
- ・保険契約者の本人確認および被保険者の同意を確実に得ます。
- ・お客様には、告知義務があること、またこの告知義務に違反したときは生命保険契約及び、損害保険契約（以下「保険契約」という）が解除されることを説明し、もれなく正しい告知が得られるように努めます。

2 適合性の原則

- ・お客様の加入の目的に照らして適当と認められる商品の勧誘を行います。
- ・保険契約をお勧めするにあたっては、妥当な保険金額・給付金額等、お客様の資力・財産その他の属性を勘案し、取扱い生命保険会社及び損害保険会社の規定に則した運営管理を行います。
- ・特に未成年者を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額を設定し、適切な保険募集に努めます。
- ・外貨建保険・変額年金保険等のようにお客様がリスクを負っている商品のお勧めにあたっては、お客様の加入目的や財産状況に照らして適当と認められる勧誘を行います。

3 募集資料の取扱い

- ・募集資料は、取扱い生命保険会社及び損害保険会社の規定にしたがった資料のみを使用します。

4 誤認防止

- ・生命保険商品とその他の金融商品を明確に区分し、誤解を招くことがないように取り扱います。

5 説明義務

- ・お客様の不利益となる事実について正確に説明いたします。
- ・お客様の判断を左右すると客観的に考えられる重要事項について、書面の交付等により説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。その際、将来の不確実な事項について断定的な説明はいたしません。

6 保険料等の授受

- ・お客様から現金等をお預かりする場合には、取扱い生命保険会社及び損害保険会社が発行する正規の領収証と引換とし、それ以外での授受は行いません。また、一定金額以上もしくは商品によっては、お客様から取扱い生命保険会社及び損害保険会社指定金融機関への直接の振込をお願いする場合があります。

7 お客様情報の保護

- ・お客様のプライバシーを保護し、業務上知り得たお客様に関する情報については厳重な管理を行います。

株式会社 インテライフ

〒010-0802 秋田県秋田市外旭川字三後田87番地7

